



Title	図書寮本類聚名義抄と玄応音義との関係について
Author(s)	池田, 証寿
Citation	国語国文研究, 88, 15-32
Issue Date	1991-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/48272
Type	journal article
File Information	ikedada1991_kokugokokubun.pdf



圖書寮本類聚名義抄と玄応音義との関係について

池田 証 寿

〔要旨〕

(一) 圖書寮本類聚名義抄(以下「名義抄」)で引用頻度の多い主要な八つの出典(玄応撰一切經音義・玉篇・弘法大師撰篆隸万象名義・真興撰大般若經音訓・源順撰倭名類聚抄・東宮切韻・中算撰妙法蓮華經積文・慈恵撰書)のうち、玄応撰一切經音義(以下「玄応音義」)は、その注文の採録の序列が、第一位の慈恵撰書(法華音訓)、第二位の篆隸万象名義に次いで、第三位に位置していると考えられる。名義抄の撰者は、この序列に従って玄応音義の音注と積義を採録する方針であった。

(二) 名義抄の撰者は玄応音義を内容的にはほぼ全載しているが、実際に採録したのは類音注の九割、反切の六割、積義の七割である。残りは玄応音義と内容の反切・積義を法華音訓・篆隸万象名義から採録している。反切の採録率が低いのは、名義抄撰者が反切よりも類音注を優先して採録する方針であったためである。

(三) 名義抄の撰者は、玄応音義の漢語部分・仏教語部分・經文

校異部分を採録の対象としているが、その採録の度合いは一定でない。漢語部分は九割の採録、仏教語部分は七割の採録であり全載する方針であったが、經文校異部分は四割の採録であり全載する方針ではなかったと考えられる。

(四) 玄応音義の積義を、字体注・義注・經文字体注に分けて採録の度合いを見ると、義注と經文字体注は八割近い採録なのに対して字体注は五割の採録である。このことから、名義抄の撰者は、玄応音義の義注と經文字体注を全載する方針であったが、字体注は全載する方針ではなかったと考えられる。

(五) 名義抄の撰者は、玄応音義によって提出項と注文を採録した後、注文は玄応音義より篆隸万象名義を優先するという出典の採録序列に従って篆隸万象名義から注文を増訂して行く方針であったと考えられる。しかし、この方針は徹底しなかったため、玄応音義を採録しながらも篆隸万象名義を参照していない条項が残ったと推定される。

一 はじめに

図書寮本名義抄は、玄応音義を「尸云」等の形式で約一三〇〇例引用している。玄応音義の引例数は名義抄の数多くの出典中、第一位であり、第二位の玉篇（五九三例）、第三位の篆隸万象名義（五二二例）の二倍以上にもなる。引例数の多きは玄応音義が名義抄の根幹資料の一つであったことを物語るものであろう。本稿では名義抄全体と玄応音義全体とを相互に対照して、両者の関係を考察してみようと思う。

名義抄と玄応音義との関係について、吉田金彦（一九五四）は玄応音義の引例数が名義抄の内典外典を通じて最大であることに触れ「図書寮本一巻でさえこの状況であるからその完本においては、恐らく玄応音義中の一切の単字熟語は悉く引用されていたといつても過言ではないであろう」と推測している。その後、小林芳規（一九八一）は、その「古辞書に引用された一切経音義」の項で名義抄を取り上げ、水部を例として引用の仕方をまとめている。この二つの研究をさらに発展させたのが原卓志・山本秀人（一九八三）である。この論文は、玄応音義と名義抄の掲出項・注がどのようにに対応するか、名義抄における玄応音義の表記形式がどうなっているか、玄応音義の義注・音注・字体注がどのように受容されているか、といった問題を詳細に考察している。調査対象は、…部かう部部の玄応音義を引く約五〇〇の条項に及んでいる。

一方、宮沢俊雅は、その一連の論文（宮沢一九七七、一九八六、

一九八七、一九八八）において、名義抄がその出典を一定の序列に従って採録していることを述べている。宮沢論文がとった方法と結論はおよそ次のようなものである。

名義抄で引用頻度の多い出典は、玄応音義・玉篇・弘法大師撰篆隸万象名義・真興撰大般若経音訓・源順撰倭名類聚抄・東宮切韻・中算撰法華釈文・慈恩撰書の八つの出典である。この八つの出典のうち、その原典が現存するのは、玄応音義・玉篇（巻八・九・一八・一九・二二・二四・二七）・弘法大師撰篆隸万象名義・源順撰倭名類聚抄・中算撰法華釈文・慈恩撰法華音訓の六つである。宮沢（一九七七）は、法華釈文を取り上げて名義抄への受容を検討したものである。同様に、宮沢（一九八六）は和名抄を、宮沢（一九八七）は篆隸万象名義を、宮沢（一九八八）は慈恩撰法華音訓を取り上げて、名義抄への受容を検討している。その際、各出典について受容の仕方を検討する方法は、名義抄の現存する十七の部首に対応する各出典の条項を抜き出して名義抄と相互に対照し、どの程度までその出典の内容が名義抄へ採録されているか、また同内容の音注・釈義が各出典にある場合に出典の採録の序列はどうなっているか、を検討するといふものである。その結論として名義抄における主要な八つの出典の採録の序列を

慈恩∨玄応∨弘法∨中算∨真興∨玉篇∨東宮∨源順⁽³⁾⁽⁴⁾

のように推定し、玄応音義の採録序列は慈恩撰書に次いで第二位に位置するであろうとした。そして、名義抄の撰者は、この序列に従って、各出典から音注・釈義を採録していると論じたのである。また音注は反切よりも類音注を優先する方針であったことが小松英雄

(一九七一)に指摘されているが、この点を宮沢論文は各出典に即し具体的に論証している。

名義抄の主要な八出典中、未調査の出典は、玄応音義(法華経以外)・玉篇・真興撰大般若経音訓・東宮切韻の四出典である。真興撰大般若経音訓と東宮切韻の二つはその原典が現存しないから直接比較対照することができないが、その原典が完存する玄応音義と部分的に現存する玉篇(巻八・九・一八・一九・二二・二四・二七)との二つの出典は、名義抄と相互に対照して、出典の採録序列の問題をさらに詰めていくことが必要であろう。それはともかく、宮沢論文が一連の出典の序列の研究で示した、名義抄の出典に一定の採録の序列があるという結論は確論といってよいものである。

なお、望月郁子(一九八五)は、名義抄における篆隸万象名義の扱い方を調査し、慈恩撰書と玄応音義の二出典は篆隸万象名義よりも優先して名義抄に採録されていると結論している。これは篆隸万象名義の側からの立論であり、篆隸万象名義を引かず慈恩撰書・玄応音義を引く例がかなりあることを論拠としている。ただ、慈恩撰書・玄応音義を引かず篆隸万象名義を引く例がどの程度あるかについての言及がない。また、この論は、名義抄の原撰本・改編本相互の間で篆隸万象名義の扱い方に相違があるかどうかを確かめるという点に主眼があるものである。

以上、名義抄と玄応音義との関係についての先学の研究をみた。問題となるのは次の三点であろう。

- ① 名義抄所引の玄応音義とその原典との対照
- ② 名義抄における玄応音義の採録率・受入率

表1 表記と出自による分類

表 記	出 自	玄 応	不 明	無 注	孫 引	計
广云		1,256	3	4		1,263
广云…又云		8				8
應云		2				2
广曰		20				20
應曰		1				1
又云		4				4
广無注				3		3
真云广云等					4	4
公云…广云					1	1
抄批引广云					1	1
見上注		32				32
その他		7				7
計		1,330	3	7	6	1,346

③名義抄における玄応音義の採録の序列

このうち①名義抄所引の玄応音義とその原典との対照は、⁽⁶⁾別稿にまとめたので詳細はそちらに譲る。部分的な調査に基づく原・山本(一九八三)の結論は、名義抄所引の玄応音義全体にも妥当するといつてよいようである。ここでは全数調査の結果を表記と出自による分類として表1に示しておく。

②名義抄における玄応音義の採録率・受入率の問題と③名義抄における玄応音義の採録の序列の問題は、宮沢俊雅が法華釈文・和名抄・篆隸万象義・法華音訓の各出典について行なった分析を、玄応音義についても行なつてみようとするものである。すなわち、②名義抄における玄応音義の採録率・受入率の問題は、名義抄の撰者が玄応音義をどの程度採録しているか、ということであり、③名義抄における玄応音義の採録の序列の問題は、名義抄撰者が玄応音義と他の出典の採録の序列をどのようにしているか、ということである。

本稿では、この二つの問題を検討するが、その際の検討の手順は宮沢論文に従つて行なうことにする。すなわち、まず、名義抄十七部首と玄応音義とをどう対照すべきかを述べ、両者の対応の概略をまとめる。次に、音注と釈義とを分けて名義抄と玄応音義との関係を検討するという手順である。本稿独自の分析を加えたのは次の三点である。

(ア) 玄応音義を、漢語部分・仏教語部分・経文校異部分・その他の部分に四分して名義抄への受容を検討すること。

(イ) 玄応音義の釈義を、字体注・義注・経文字体注に三分して

名義抄への受容を検討すること。

(ウ) 玄応音義と篆隸万象義とについては、引例数の多寡により採録の序列を決定できないこと。

なお、表1から分るように「尸云」とあつてもその出自が不明であつたり、無注であつたり、孫引きであつたりする例がある。これは検討の対象外とする。また、その出自が玄応音義であるとした例のなかに、部分的に出自不明のものが若干例見える。これはその不明部分のみを検討の対象外として処理する。

二 玄応音義と名義抄の対応の概略

玄応音義は、「一切経音義」という名称からも知られるように仏典を対象とする音義であり、梵語の音訳字等、仏教関係の語彙の掲出が相当数見えている。名義抄における玄応音義の採録の状況を観察するには、玄応音義所載の仏教語と仏教語以外とを区別した方がいいであろう。本稿では仏教語以外の部分を漢語部分と呼ぶことにする。また、名義抄では、原・山本(一九八三)が指摘する通り、玄応音義の注に示された字を掲出する例が相当数見えている。この注に示された字を掲出する例は、さらに経文校異部分に対応する例とそれ以外の例とに二分できる。したがって、名義抄の撰者は次に示すように玄応音義の四つの部分を採録の対象としてしているとまとめられる(名義抄は必要部分のみ示す。声点略)。

A 漢語部分(掲出項に対応、二次的注を除く)

擲線 字詁古文線今作綫同私賤反所以縫紵者也(玄応五17)

宝線 古文綫同私賤反謂縫衣縷也(同八27)

線 广云今綫私賤反謂縫衣縷也所以縫紉者也(名義抄29)

B 仏教語部分(掲出項に対応、梵語の音訳など)

郁多 於六反或作鬱多七条衣也(玄応一二7)

郁多 广云於六反或作鬱多七条衣也(名義抄18)

C 経文校異部分(注文中で経文の校異を注記した部分)

茫怖 経文作怕定白反憺怕也此俗音普嫁反(玄応一九14)

茫怕 广云茫怖巫作一匹白反憺怕也谷一普嫁反(名義抄22)

D その他の部分(二次的注の部分等)

准平 説文作準同之尹反准平也均也度也経文作空才資反以土増

道也空非此用(玄応四4)

準平 广云之尹反平均也度也巫作空才資反以土増

(名義抄63)

増 普通反(玄応一七37「小出」)

増 广云普通反(名義抄26「逐塊」)

この四つの部分それぞれについて名義抄における玄応音義の採録率と受入率をみることにする。玄応音義の採録率と受入率を出すには、玄応音義を、名義抄での扱ひ方によって次の五つに分類する必要がある。

- ① 玄応音義を引く
- ② 参照注(「見上注」等)のみ
- ③ 玄応音義を引かず同内容の他書を引く
- ④ 玄応音義と異なる内容の他書を引く
- ⑤ 名義抄にその項目がない

このうち①玄応音義を引く例は特に説明を要しないであろう。②参照注のみの例は、採録率と受入率の計算から除外してもいいが、ここではC経文校異部分での例が多いことを考慮して含めることにする。③玄応音義を引かず同内容の他書を引く例は、玄応音義と部分的に同じ、ないし類似する内容の他書を引く例も含めることにする。④玄応音義と異なる内容の他書を引く例は、玄応音義と全く異なる内容の他書を引く例である。⑤名義抄にその項目がない例は、名義抄の十七の部首に対応する玄応音義の条項で、立項されてしかなるべきであるが立項されていない例である。

①から⑤の合計を⑥とすると、玄応音義の採録率は、玄応音義を引く例の割合であるから、 $(①+②)/⑥$ で算出できる。受入率は、玄応音義を引く例と、玄応音義と同内容の注を他の出典から引く例とを合わせた例の割合であるから、 $(①+②+③)/⑥$ で算出することになる。

次に、玄応音義から名義抄の十七の部首に対応する条項を抜き出してくする方法を、玄応音義のA B C D各部分ごとに説明する。

A 漢語部分は、漢語の説明であって、例に挙げた「擲線」「宝線」のように注は熟語でなく、単字単位で施されているものが大部分である。よって、玄応音義から名義抄の十七の部首に対応する条項を抜き出すのは難しくない。特に⑤名義抄にその項目がない例の場合、名義抄の十七の部首に対応するかどうかは観智院本名義抄での所屬を参考にして決定すること、宮沢論文の方法にならう。

B 仏教語部分は、梵語の音訳字・意訳字の部分であって、例に挙げた「郁多」のように熟語であることが多い。音注のある文字(音

表2 玄応と名義抄の掲出項の対応関係

名義抄 \ 玄 応	A	B	C	D	計
①玄応音義を引く	855	314	113	16	1,298
②参照注のみ	2	3	18	9	32
③同内容の他書を引く	82	21	5	3	111
④異なる内容の他書を引く	2	3	2	—	7
⑤立項なし	16	79	178	—	273
⑥計	957	420	316	28	1,721
採録率 (①+②) / ⑥	90%	75%	41%	89%	77%
受入率 (①+②+③) / ⑥	98%	80%	43%	100%	84%

注が全くない場合は第一字目)が名義抄の十七の部首に対応するものを取り上げることにする。ただ梵語はその音訳・意訳に数種あるのが普通であり、明確な基準を定めることには困難を感じる。

C経文校異部分は、例のように玄応音義に「経文作某」とあって、この「某」を名義抄で掲出項とするものである。注は単字単位で施されている。玄応音義から名義抄の十七の部首に対応する条項を抜き出すのは容易である。

Dその他の部分は、A・B・Cのいずれにも入らない例である。これはそもそも例外であるから、名義抄に採録された例だけを取り上げること

にする。

以上の基準によって、名義抄の撰者が玄応音義をどの程度採録しているかを調査した結果は、表2の通りである。表中、同一語の注が玄応音義に複数回出現しても名義抄に採録されなければ一例として数えてある。

玄応音義の採録率(①+②)/⑥は、全体で七七%、受入率(①+②+③)/⑥は八四%である。AとCでは、A漢語部分の採録率もつとも高く九〇%、受入率は九八%になる。この状況から、玄応音義のA漢語部分全載する方針であったと考えていいだろう。

⑤立項なしとした例は、「豔」「步屈」「占」「珪」「碩」「禪」「齏」「殺」「布殺」「譜」「蹕」「辦」「藥石」「陵鯉」「八岡」の諸例である。

B仏教語部分の採録率は七五%、受入率は八〇%である。B仏教語部分は採録の基準が今一つ明確でないのだが、おそらく全載する方針であったであろう。

C経文校異部分は採録率が四一%と低い。全載する方針とは認められないが、注文中から掲出字を抜き出す煩雑さを考えれば相当に高い採録率とみることができるといえる。Dその他の部分は例が僅少であり、例外的な引用である。

それでは次に、玄応音義の注を音注と釈義とに分けて採録の状況を検討する。その際、A漢語部分とB仏教語部分は名義抄十七部首に対応するすべての注、C経文校異部分とDその他の部分は原則として名義抄に採録された注、を検討の対象とする。この条件で玄応音義から名義抄十七部首に対応する条項を抜き出すとその総数は二

四二六項になる。この二四二六項には、延べにして二八八一条の音注と六九四三条の積義がある。これらについて名義抄での採録状況を考慮した上で、同内容の注を調整すると、一四四七条の音注と四四三二条の積義になる。これを名義抄と比較対照すべき玄応音義の総体とする。

三 音注の採録

名義抄十七部首に対応する玄応音義の音注一四四七条には七三三條の類音注と一三三四条の反切がある。名義抄では類音注を反切より優先して採録するという方針があるので、この二つを分けて玄応音義の音注の名義抄での採録状況を検討する。

まず、玄応音義の類音注の名義抄での採録状況をA～Dに分けて表3に示す。

玄応音義の類音注は七三三條中、六八條が「尸云」として採録されている。同内容の玄応音義の類音注を採録せず他書の類音注を採録するのは、いずれもA漢語部分で「茲云」「川云」が各二例である。名義抄の撰者は玄応音義の類音注を全載する方針であったとしていだろうか。

次に、玄応音義の反切の名義抄での採録状況をA～Dに分けて表4に示す。

玄応音義の反切は一三三四条中、八七八條が「尸云」として採録されている。名義抄における玄応音義の反切の採録率は全体で六四％となる。①玄応音義の反切を引く例に、②他書の反切を引く例と

表3 類音注の採録状況（二次的類音注20条を含む）

名義抄 \ 玄 応	A	B	C	D	計
①玄応の類音注を引く	53	5	7	3	68
②他書の類音注を引く	4	0	0	0	4
③他書の反切を引く	0	0	0	0	0
④不採録（立項あり）	0	0	0	0	0
⑤不採録（立項なし）	1	0	0	0	1
⑥計	58	5	7	3	73
採録率①/⑥	91%	100%	100%	100%	98%

表4 反切の採録状況（二次的反切130条を含む）

名義抄 \ 玄 応	A	B	C	D	計
①玄応の反切を引く	621	216	36	5	878
②他書の反切を引く	169	11	7	3	190
③他書の類音注を引く	250	14	6	0	270
④不採録（立項あり）	17	0	2	0	19
⑤不採録（立項なし）	14	3	0	0	17
⑥計	1,071	244	51	8	1,374
採録率①/⑥	58%	89%	71%	63%	64%
〃 ①/(⑥-③)	76%	94%	80%	63%	80%

③他書の類音注を引く例とを加えて、反切の受入率を出せば九七％となる。名義抄撰者は玄応音義の反切を六割程度採録しているにすぎないが、内容的には全載しているのである。

玄応音義の反切で、名義抄に不採録の例は、④不採録(立項あり)が一九条、⑤不採録(立項なし)が一七条、計三六条である。掲出項がない場合、反切が不採録であるのは自明であるから、問題は名義抄に掲出項があるにもかかわらず反切が不採録になっている④不採録(立項あり)の場合であろう。④不採録(立項あり)の一九条を検してみると、そのうちの一条は玄応音義に二つ以上の反切があつて、名義抄に玄応音義の反切をすべて採っていない例であることがわかる。一例を示す。

反切	声韻	所在	名義抄
潺	仕山	崇二平声山韻	七39
仕環	仕環	崇合二平声刪韻	ク
仕訕	仕訕	崇二平声山韻	一三7
士捲	士捲	崇二平声仙韻	ク

名義抄では平声仙韻の反切「士捲」を採録していない。これに類する例が多いのである。

残りの五条は、玄応音義に一つの反切しかなく、これを採録していない例である。

玄応音義	名義抄
憚 他紺反(七23)	憚怕(212)
柑 口甘反(八40)	柑(232)
礮 子六反(一二32)	礮磻(104)
	反切なし

不採録の理由は特に考えられない。

小松英雄(一九七一)および宮沢(一九七七他)に指摘がある通り、名義抄撰者は反切よりも類音注を優先して採録している。玄応音義の反切を採録せず、他の出典の類音注を採録した例を除外して採録率を出せば全体で八〇％になる。かなり高い採録率であるが、法華音訓の九〇％(宮沢一九八八による)よりは低い。

A漢語部分とB仏教語部分の採録率を見ると、前者は五八％、後者は八九％である。他の出典の類音注を採録する例を除けば、A漢語部分は七六％、B仏教語部分は九四％になる。A漢語部分は他書の反切・類音注を引く例(②③)がB仏教語部分よりもはるかに多い。B仏教語部分は梵語の音注であり、玄応音義をそのまま採録することが多かったと考えられる。C経文校異部分とDその他の部分は採録が確実な例だけなので問題外である。

玄応音義の反切を採録せず他書の類音注を採録する例を出典別に

表5 他書の類音注を採録

無表記	113
出典云云	47
類云云	33
季云云	24
東云云	16
選云云	9
宋云云	7
留云云	4
宋云云	4
鷲云云	3
益云云	2
益云云	2
益云云	1
益云云	7
計	270

*「广云」は「川云」の誤り。原・山本(1983, 139頁)参照。

表6 他書の反切を採録

弘云	95
茲云	62
玉云	9
真云	7
真云	6
中云	4
東云	2
川云	2
そ他	5
計	190

分けて表5に示す。

一方、玄応音義の反切を採録せず他書の反切を採録する例は一九〇条ある。これを出典別に分けて表6に示す。ここでは弘法と慈恩の例数が際立っていることが明らかである。

さて、名義抄の主要な八出典のうち法華音訓・篆隸万象名義・法華釈文・和名抄・玉篇(現存本)は、玄応音義と相互に対照することが可能であるから、これらについて採録の序列を検討することにしよう。

(1) 慈恩(法華音訓)と玄応

玄応音義の反切を採録せず慈恩撰書の反切を採録…… 六二条

法華音訓の反切を採録せず玄応音義の反切を採録…… 〇条

法華音訓を採録する例が圧倒的に多く、採録の序列は法華音訓が

玄応音義より上位であるとして問題ない。

(2) 弘法(篆隸万象名義・高山寺本一〇四帖)と玄応

玄応音義の反切を採録せず万象名義の反切を採録…… 九五条

万象名義の反切を採録せず玄応音義の反切を採録…… 八八条

〇宮沢(一九八七)は七八条とする。なお玄応音義が梵語の

音注である例一六条を除いた。

名義抄に「弘云」として引かれた篆隸万象名義はその前半部(高山寺本一〇四帖)に限られている(宮沢一九七三)ので、比較の範囲を篆隸万象名前半部に限った。結果は篆隸万象名義を採るのが九五条、玄応音義を採るのが八八条であり、篆隸万象名義を上位と見るべき例が若干多い。しかし採録の序列を確定できるほど顕著な傾向とはいえない。

(3) 中算(法華釈文)と玄応

玄応音義の反切を採録せず法華釈文の反切を採録…… 六条

法華釈文の反切を採録せず玄応音義の反切を採録…… 一四条

〇宮沢(一九七七)は七条とする。

玄応音義を採録する例が多く、採録の序列は玄応音義が法華釈文より上位であるとしていいであらう。

(4) 源順(和名抄)と玄応

玄応音義の反切を採録せず和名抄の反切を採録…… 二条

和名抄の反切を採録せず玄応音義の反切を採録…… 二二条

〇宮沢(一九八六)も同じく二二条。

玄応音義を採録する例が多く、採録の序列は玄応音義が和名抄より上位であるとして問題ない。

(5) 玉篇と玄応

玄応音義の反切を採録せず玉篇の反切を採録…… 九条

玉篇(現存本)の反切を採録せず玄応の反切を採録…… 一〇二条

玉篇は現存本の範囲での比較であるが、傾向が顕著であり、採録の序列は玄応音義が玉篇より上位であると考えて問題ない。

以下、(1)~(5)の順に若干例を示す。

玄応音義 法華音訓 名義抄

披 疋皮反(二15) 敷纏反(14右) 茲云：敷纏反(334)

愕 五各反(五29) 五各反(40右) 茲云五各反(266)

玄応音義 万象名義 名義抄

特 時止反(一9) 時止反(二83ウ) 弘云時止反(240)

惇 都屯反(一34) 丁昆反(二81ウ) 弘云丁昆反(240)

足	子欲反(二4)	子欲反(二52ウ)	弘云子欲反(102)
誤	以珠反(二8)	与珠反(三12ウ)	弘云与珠反(92)
樺	其季反(二22)	渠季反(二87オ)	广云:其季反(271)
恪	苦各反(三26)	口愕反(二83ウ)	广云:苦各反(271)
慌	呼晃反(三28)	呼晃反(三4オ)	广云呼晃反(250)
峙	除吕反(四17)	除吕反(三60ウ)	广云:除吕反(126)
	玄応音義	法華釈文	名義抄
塔	他蓋反(六4)	吐騰反(上15オ)	中云:吐騰反(213)
夕	他合反(六4)	他合反(上15オ)	中云他合反(213)
除	嘘与反(二9)	直魚反(上19ウ)	广云地与反(196)
决	古穴反(二19)	公穴反(上15ウ)	广云:又古穴反(65)
	玄応音義	和名抄(箋注本)	名義抄
鳥	都道都皎二反	都皓反(一63ウ)	川云都皓反(137)
	(一31)		
礪	力制反(四18)	力制反(五97オ)	川云力制反(149)
綜	子宋反(二27)	蘇統反(六55オ)	广云子宋反(285)
泗	似由反(二37)	似流米周二反	广云:似由反(32)
		(下総本五24オ)	
	玄応音義	玉篇(現存本)	名義抄
磬	若徑反(二四19)	口定反(二二)	玉云口定反(156)
磊	力罪反(二〇19)	力罪反(二二)	玉云力罪反(152)
巖	牛衫反(二16)	牛芟反(二二)	广云牛衫反(141)
紹	市纒反(二4)	時少反(二七)	广云市纒反(300)

四 釈義の採録

玄応音義の釈義を名義抄での扱い方によって分類すると表7になる。玄応音義の釈義四四三二条のうち、七四%にあたる三二五八条が「广云」として採録されている。名義抄における玄応音義の釈義の採録率は全体で七四%となる。かなり高い採録率であるが、法華音訓の採録率八二%（宮沢一九八八による）よりは低い。①玄応音義の釈義を引く例に、②玄応音義と同内容の他書の釈義を引く例を合わせて、玄応音義の釈義の受入率を出せば八三%になる。これは法華音訓の受入率八八%（宮沢一九八八による）よりいくぶん低い。

玄応音義の釈義の採録率が法華音訓の釈義の採録率より低い理由は、法華音訓が玄応音義よりも出典の採録の序列が上位であるからと考えて大過ないであろう。しかし、採録率ではなく、玄応音義の受入率が法華音訓の受入率より低い理由は、出典の採録序列の点だけから説明できない。玄応音義の受入率が法華音訓の受入率より低い理由には別に考えるべきであろう。その理由は、釈義のうち字体に関する注の採録率が低いから、と考えられる。表8は、釈義をその内容により字体注（「古文□同」の類）・義注（「□□也」の類）・經文字体注（「經文作□非也」の類）の三つに分けて採録の状況を示したものである。この表から、字体注の採録率の五三%は、義注の七六%、經文字体注の七九%に較べて、かなり低いことが見てとれよう。同様に、字体注の受入率の五八%も、義注の八六%、經文

表7 積義の採録状況（二次的積義92条を含む）

名義抄 \ 玄 応	A	B	C	D	計
①玄応を引く	2,451	612	179	16	3,258
②同内容の他書を引く	366	27	10	2	405
③不採録（立項あり）	535	79	13	6	633
④不採録（立項なし）	46	90	—	—	136
⑤計	3,398	808	202	24	4,432
採録率① / ⑤	72%	76%	89%	67%	74%
受入率（①+②） / ⑤	83%	79%	94%	75%	83%

表8 積義の種類ごとの採録率

名義抄 \ 玄 応	字 体 注	義 注	経文字体注
①玄応を引く	255	2,694	309
②同内容の他書を引く	23	361	21
③不採録（立項あり）	194	383	56
④不採録（立項なし）	9	124	3
⑤計	481	3,562	389
採録率① / ⑤	53%	76%	79%
受入率（①+②） / ⑤	58%	86%	85%

表9 他書の積義を採録

茲云	205
弘云	125
東云	16
玉云	13
信云	11
域云	9
中云	5
川云	4
真云	4
憲云	3
中云 茲云	3
曇鸞云	2
その他	5
計	405

字体注の八五％に較べて、かなり低い。名義抄撰者は玄応音義の義注と経文字体注は全載する方針であったが、字体注は全載する方針ではなかった、といえよう。

次に、A漢語部分とB仏教語部分とで違いがあるかどうかを検討しよう。A漢語部分の採録率は七二％、受入率は八三％である。一方、B仏教語部分の採録率は七六％、受入率は七九％である。採録率ではB仏教語部分がA漢語部分より高く、受入率ではA漢語部分がB仏教語部分より高い。ただ、前述したように、B仏教語部分は熟語が大半で、どのような玄応音義の掲出項が名義抄の十七の部首に対応するか、明瞭な基準をたてることができなかったのである。そこで、④不採録（立項なし）の例を除いて、採録率と受入率を出してみると、A漢語部分の採録率は七三％、受入率は八四％になる。これに対しB仏教語部分の採録率は八五％、受入率は八九％になる。いずれもB仏教語部分の率の方が高い。B仏教語部分は玄応音義をそのまま採ることが多く、A漢語部分は玄応音義を採録しない例と同内容の他書を採録する例が多いということになる。

玄応音義の積義を採録せず同内容の積義を他の出典から引く例は四〇五条である。これを出典別に分けて表9に示す。ここでは慈恩と弘法の例数が多いのが明らかである。

さて、名義抄の主要な八出典のうち法華音訓・篆隸万象名義・法華積文・和名抄・玉篇(現存本)は、玄応音義と相互に対照することが可能であるから、これらについて採録の序列を検討しよう。

(1) 慈恩(法華音訓)と玄応

玄応音義の積義を採録せず慈恩撰書の積義を採録……二〇五条
法華音訓の積義を採録せず玄応音義の積義を採録……〇条

法華音訓を採録する例が圧倒的に多く、採録の序列は法華音訓が玄応音義よりも上位であるとして問題ない。

(2) 弘法(篆隸万象名義・高山寺本一)四帖)と玄応

玄応音義の積義を採録せず万象名義の積義を採録……一二五条
万象名義の積義を採録せず玄応音義の積義を採録……七二条

篆隸万象名義を採るのが一二五条、玄応音義を採るのが七二条であり、篆隸万象名義を上位と見るべき例が多い。しかし採録の序列を確定できるほど顕著な傾向とはいいいにくい。

(3) 中算(法華積文)と玄応

玄応音義の積義を採録せず法華積文の積義を採録……五条
法華積文の積義を採録せず玄応音義の積義を採録……一六条

○宮沢(一九七七)も同じく一六条とする。

玄応音義を採録する例が多く、採録の序列は玄応音義が法華積文より上位であるとしていいであろう。

(4) 源順(和名抄)と玄応

玄応音義の積義を採録せず和名抄の積義を採録……四
和名抄の積義を採録せず玄応音義の積義を採録……三二条

○宮沢(一九八六)も同じく三二条とする。

玄応音義を採録する例が多く、採録の序列は玄応音義が和名抄より上位であるとして問題ない。

(5) 玉篇と玄応

玄応音義の積義を採録せず玉篇の積義を採録……一三条
玉篇(現存本)の積義を採録せず玄応の積義を採録……二六三条

玉篇は現存本の範囲での比較であるが、傾向が顕著であり、採録の序列は玄応音義が玉篇より上位であると考えて問題ない。
以下、(1)~(5)の順に若干例を示す。

玄応音義 法華音訓 名義抄

愕 愕驚也(五29) 亦驚也(40右) 茲云：驚也(266)

蹙 蹙迫也(一一4) 迫也(35左) 茲云：迫也(112)

玄応音義 万象名義 名義抄

恃 恃頼也(一九) 頼也(二83ウ) 弘云：頼也(210)

ク 恃負也(一九) 負也(二83ウ) 弘云：負也(240)

憚 憚難也(二27) 難也(二90ウ) 弘云：難也(254)

恪 敬也(三26) 敬也(二83ウ) 弘云：敬也(271)

峙 佇久也(四17) 久也(三60ウ) 弘云：久也(127)

玄応音義 法華積文 名義抄

維 天有四維是也 天有——(中33ウ) 中云有四——(314)

(三46)

軻 接軸也(六42) 接軸也(下27ウ) 中云…接軸也(166)

决 穿也(二19) 一穿也(上15ウ) 广云…穿也(65)

惡 惡猶憎也(三4) 憎也(上21オ) 广云…一猶憎也(249)

玄応音義 和名抄(箋注本) 名義抄

湊 水上所会也 湊水上人所会也 川云…水上人所会集也

(二128) (一58ウ) (51)

徹 又作傘(六6) ナン 川云…字亦作傘(318)

潦 雨水也(一12) 雨水也(一26ウ) 广云…雨水也(13)

蹇 蹇行不正也 蹇行不正也 广云…行不正也

(二21) (二61ウ) (104)

玄応音義 玉篇(現存本) 名義抄

沮 沮壞也(三8) 玉云…壞也(24)

誼 今作義(三27) 今並為義字(九) 玉云…今為義字(98)

漉 漉酒也(一7) 漉酒也(一九) 广云酒也(56)

ク 亦除也(一7) 滌除也(一九) 广云…除也(56)

五 玄応音義と篆隸万象名義の採録序列

玄応音義と篆隸万象名義の採録序列は引例数の多寡により決めることができる。この問題は、両者に共通する反切・積義の扱い方を次の三つに分けて考えることができる。

①玄応音義と篆隸万象名義を引く条項…………… 一一九項

②玄応音義を引かず篆隸万象名義を引く条項…………… 二九項

③篆隸万象名義を引かず玄応音義を引く条項…………… 九〇項

玄応音義と篆隸万象名義の採録序列を確実に判定できるのは、両者の注を引く①玄応音義と篆隸万象名義を引く条項の場合だけである。なぜなら、②玄応音義を引かず篆隸万象名義を引く条項の場合には、玄応音義を参照しなかったということがあるし、逆に、③篆隸万象名義を引かず玄応音義を引く条項の場合には、篆隸万象名義を参照しなかったということがあるからである。そこで、まず、玄応音義と篆隸万象名義の両者を参照したことが確定である、①玄応音義と篆隸万象名義を引く条項の場合の採録の序列を検討する。次に、これを踏まえて、両者を参照したかどうか不確定である、②玄応音義を引かず篆隸万象名義を引く条項と、③篆隸万象名義を引かず玄応音義を引く条項の場合とを解釈することしよう。

前節および前々節に示した反切・積義の採録状況を右の①②③の三つの場合に分けて示せば表10になる。

まず、①玄応音義と篆隸万象名義を引く条項の場合を検討する。

反切では、篆隸万象名義を引くのが七六条あるのに対して玄応音義を引くのは七条である。積義では、篆隸万象名義を引くのが九八条あるのに対して玄応音義を引くのは一条である。したがって、①玄応音義と篆隸万象名義を引く条項での玄応音義と篆隸万象名義の採録の序列は、明らかに篆隸万象名義が玄応音義よりも上位であるといえよう。

篆隸万象名義の反切・積義を採録する例を次に一つ示す(―は両者に共通の注、…は玄応、…は弘法のもの注である)。

惇直 弘云丁昆反厚也大也信也・广云古敦撲也(名義抄240)

惇直 蒼頡解詁云古文敦同都屯反説文惇厚也方言惇信也謂誠兒

表10 玄応音義と篆隸万象名義との関係(1)

	反		切		積		義	
	弘	法	玄	応	弘	法	玄	応
①玄応と弘法を引く条項	76		7		98		1	
②玄応を引かず弘法を引く条項	19		0		27		0	
③弘法を引かず玄応を引く条項	0		81		0		71	
計	95		88		125		72	

表11 玄応音義と篆隸万象名義との関係(2)

	項数	玄応・弘法以外の注なし	
①玄応と弘法を引く条項	119	26	22%
②玄応を引かず弘法を引く条項	29	2	7%
③弘法を引かず玄応を引く条項	90	69	77%
計	238	97	41%

也亦撲也大也(玄応一34)
 惇 丁昆反厚也大也信也(万象名義二81ウ)
 玄応音義の反切を採録するのは次の例である。
 玄応音義 万象名義 名義抄
 1 誦 使陳反(四11) 使陳反(二8オ) 广云:使陳反(79)
 2 跳 他弔達澆二反 徒彫反(二54ウ) 上迢:广云他弔達澆反
 (二18) (110)
 3 復 扶逼反(九12) 蒲逼反(三1ウ) 广云技逼反(271)
 4 垣 字煩反(九26) 禹煩反(一30オ) 十園:广云字煩反(217)
 5 塊 苦對反(一737) 口廻反(一29ウ) 十恢:广云:苦對反(216)
 6 竦 須奉所項二反 先隴反(三59ウ) 十悚:广云:須奉所須反
 (二310) (123)
 7 謀 莫侯反(二54) 莫侯反(三9オ) 十牟:广云莫侯反(80)
 右のうち、24567の各例は同内容ないし近似の類音注があるために、篆隸万象名義の反切を採録しなかったのではないだろうか。もしそうとすれば、篆隸万象名義を採録せず玄応音義を採録する、確実な例は1と3の二例だけになる。
 玄応音義の積義を採録するのは次の一例である。
 玄応音義 万象名義 名義抄
 復 復戻也(九12) 戻也(三1ウ) 广云:戻也(271)
 以上のようにあるから、①玄応音義と篆隸万象名義を引く条項のなかで、玄応音義の反切・積義を引く確実な例は三例であり、採録の序列は、篆隸万象名義が玄応音義よりも上位であると結論しているであろう。

次に、②玄応音義を引かず篆隸万象名義を引く条項の場合である。表10によると、篆隸万象名義の反切を引くのが一九条、篆隸万象名義の積義を引くのが二七条である。採録の序列は篆隸万象名義が玄応音義よりも上位であり、①玄応音義と篆隸万象名義を引く条項の場合の採録の序列と同じである。ただ、注意しておきたいのは、②玄応音義を引かず篆隸万象名義を引く条項のなかに、玄応音義を参照したのではないかと疑われる例が存することである。

②玄応音義を引かず篆隸万象名義を引く名義抄の二九の条項について、玄応音義の掲出項と一致するかどうかによる分類を施すと以下のようになる。

- (ア) 名義抄の掲出項が玄応音義の掲出項に一致……一八項
 哀慟 弘云徒貢反哀過也 イタム聿(名義抄264)
 哀慟 徒貢反論語顔回死子哭之慟馬融曰慟哀過也(玄応三38)
 慟 徒貢反哀過也(万象名義三1才)

(イ) 名義抄の掲出項が玄応音義の掲出項に不一致……一八項
 a 名義抄の掲出項が単字単位……一五項

○異体字を併記した二例(足102、邦180)を含む。

- 憲 弘云欣建反欽也法表也敏也土獻ノリ書(名義抄299)
 憲制 欣建反憲法也爾雅憲制法則也広雅雅制禁也制亦法度也字從心從四害省声(玄応二37)
 憲 欣建反欽也法也表也敏也(万象名義二81才)

b 名義抄の掲出項が熟語単位……三項

- 諍訟 下土松又頌・弘云責也理也争罪曰歌為頌也争財曰獄也
 ・中云争也訴也・真云争罪曰獄争罪曰一 下ウタフルコ

ト記(名義抄92)

不訟 似縦反論語未見能見其過而内自訟者包氏曰訟讞責也(玄応八10)

訟 似縦反責也理也争罪曰(万象名義三16ウ)

(イ) 名義抄の掲出項が玄応音義の掲出項に不一致の一八項はひとまずおくとして、(ア) 名義抄の掲出項が玄応音義の掲出項に一致する一八項は、玄応音義を参照したことが十分にあり得ると考えるのである。例示した「哀慟」以外の一〇項は次の通りであるが、ここでは煩雑になるのを避けて、掲出項(玄応音義・名義抄の所在)のみ示す。なお、・を付した字は被注字である。

- 恃怙(一9・240) 怙々(八16・257) 琛々(八16・161)
 該羅(八26・79) 憊悴(一一38・257) 聖灑(一一五37・224)
 心松(一九14・266) 憤恚(一一15・251) 惻愴(一一三2・253)
 詭誑(二四7・99)

このなかには、注に「茲云」があつて法華音訓との関係が明白である「憊悴」のごとき例もあるので、簡単に玄応音義との関係を云々することはできない。しかし、「憤恚」と「惻愴」の二例は・を付してない「憤」と「惻」の注に「上云」があつて玄応音義との関係が明らかな例である。また、次に例示する「聖灑」は、篆隸万象名義の注の引用しかない例であり、玄応音義の掲出項を採録したとしても考えなければ説明がつかない。

- 聖灑 弘云於仁反塞也(名義抄224)
 聖灑 於仁反下……(玄応一五37)
 聖 於仁反塞也(万象名義一32ウ)

他例についても、玄応音義を参照し、その掲出項を採録したとみ
ておくのが、穩やか解釈のように思われる。

玄応音義を参照したことが認められるとすると、次には、なぜ、
玄応音義の注を引かなかつたのが問題となる。これは採録序列の
点から簡単に説明がつく。すなわち、玄応音義の注を引かない理由
は、玄応音義の注が、篆隸万象名義と同内容ないし近似する内容で
あつたため、採録の序列が上位である篆隸万象名義の注を採録し、
玄応音義の注を採録しなかつた、と説明することができよう。

一方、③篆隸万象名義を引かず玄応音義を引く条項の場合、ど
うであろうか。これは篆隸万象名義を参照したかどうか不確定なも
のである。

表11は、玄応音義・篆隸万象名義以外の注の有無を調べたもので
ある。これによると、③篆隸万象名義を引かず玄応音義を引く条項
の場合は、玄応音義だけからなる条項が八割近くあることがわかる。
これに対して、①玄応音義と篆隸万象名義を引く条項の場合は、玄
応音義と篆隸万象名義だけからなる条項が二割程度、②玄応音義を
引かず篆隸万象名義を引く条項の場合は、篆隸万象名義だけからな
る条項が一割にも満たない。つまり、①玄応音義と篆隸万象名義を
引く条項と②玄応音義を引かず篆隸万象名義を引く条項は、他の出
典も引くことが多いのに対して、③篆隸万象名義を引かず玄応音義
を引く条項は、他の出典を引くことが少ないのである。次に一例を
示す。

樓壁 广云方尺反避不能行也字彙止(名義抄134)

樓壁 ……下方尺反壁不能行也字從止(玄応一21)

壁 補亦反壁不能行也(万象名義358ウ)

③篆隸万象名義を引かず玄応音義を引く条項は、一見「玄応∨弘
法」の例証のようであるが、表11に示した状況に照して、これらは
単に名義抄の撰者が篆隸万象名義を参照していない例と認めるべき
であろう。

宮沢(一九八七)によれば、篆隸万象名義の掲出項がすべて名義
抄に採録されているわけではなく、名義抄で掲出項になっているの
はその四割程度である、という。この点を考慮に入れると、玄応音
義と篆隸万象名義の關係は次のようになるのではないか。すなわち、
名義抄の撰者は、玄応音義によって掲出項を立項し、注を引用した
後で、篆隸万象名義により増訂して行く方針だった。つまり、掲出
項の序列は「玄応∨弘法」、反切と積義の序列は「弘法∨玄応」と
いう方針であつたのではないかと考えるのである。そして、③篆隸
万象名義を引かず玄応音義を引く条項は、この方針が徹底しなかつ
たために生じたと説明がすることができよう。

以上の検討に基づき、宮沢論文での予想を修正して、名義抄の主
要な八出典の反切・積義の採録序列は、次のように推定しておくの
が適當であろう。

慈恩∨弘法∨玄応∨中算∨真興∨玉篇∨東宮∨源順

注

(1) 宮沢(一九七七)による。

(2) 宮沢(一九七七)による。

(3) ∨は(上位)∨(下位)が確定、∧はそれが憶測であるこ

とを示す。この表記は豊島正之(一九八九)による。

(4) ただし宮沢(一九七七)では「弘法/玄応」としている。

しかし宮沢(一九八六)で望月(一九八五)により「玄応/弘法」とし、その後も同様の推測を述べている。

(5) 池田(一九九一)。

(6) 表1について若干の点を補足する。「見上注」は直前の項の内容から玄応音義により立項されたことが明らかな例であり、「その他」は「广云」の注記を脱落ないし虫損する例である。また「瓦礫」(156)の項に見える「广云」は、原・山本(一九八三)の考証の通り「川云」を誤ったことが明らかであるからこの表に含めていない。

(7) 詳細は池田(一九九一)を参照。

(8) 玄応音義には同内容の注が複数見えることが多いが、名義抄はそれを重複して採録しないのが原則である。この点を考慮したのである。玄応音義に二首以上ある場合はこれを区別して数えた。なお名義抄で「上同上」「同上」等とある例は除いた。また「転舌声」の例二条、玄応音義の反切を名義抄で声調の注記にして引く例一条も除いた。

(9) 「累之平声」は類音注に含めた。

(10) 梵語の音注の認定は上田正(一九八六)を参考にした。

(11) 字体注が全載する方針でなかったことは、玄応音義の字体注を見消にしている箇所があることからも伺える(「説林」の項、名義抄79)。もっとも、なぜ字体注が全載する方針でなかったかは、よくわからない。

(12) 宮沢(一九八八)は、法華音訓の積義を採録せず玄応音義

の積義を採録する例として「阿修羅」(音訓9右)を挙げるが、これはその内容が「阿素洛」(名義抄30)に引かれるから、該当の例としないでおいた。

使用テキスト

玄応音義 Ⅱ 『高麗大藏經』(東国大学校) その他。名義抄 Ⅱ 『図書寮本類聚名義抄』(勉誠社)。法華音訓 Ⅱ 『高麗大藏經』(東国大学校)。篆隸万象名義 Ⅱ 『高山寺古辞書資料第一』(東大出版会)。法華釈文 Ⅱ 『妙法蓮華経釈文』(汲古書院)。玉篇(現存本) Ⅱ 『東方文化叢書の複製本。和名抄』高山寺本、伊勢広本、尾張本、京本、伊勢本(『和名類聚抄占写本声点本本文および索引』風間書房)、下総本(『倭名類聚抄天文本』汲古書院)、古活字本、箋注本(『諸本集成倭名類聚抄』臨川書店)、大東急本(『和名類聚抄』古辞書叢刊、雄松堂書店)。

引用文献

池田証寿(一九九一) 『図書寮本類聚名義抄所引玄応音義対照表』(上)『人文科学論集二五号』(信州大学人文学部)

上田 正(一九八六) 『玄応反切総覧』

小林芳規(一九八一) 『一切経音義解題』『一切経音義(下)』(古

辞書音義集成9、汲古書院)

小松英雄(一九七二) 『日本声調史論考』(風間書房)

豊島正之（一九八九）「新刊紹介『北大国語学講座二十周年記念論

輯辞書・音義』」国語国文研究八三号

原卓志・山本秀人（一九八三）「図書寮本類聚名義抄における玄応

一切経音義引用の態度について」鎌倉時代語

研究六輯（武蔵野書院）

宮沢俊俊（一九七三）「図書寮本類聚名義抄に見える篆隸万象名義

について」訓点語と訓点資料五二輯

宮沢俊雅（一九七七）「図書寮本類聚名義抄と妙法蓮華経釈文」

『松村明教授還暦記念国語学と国語史』（明治書院）

治書院）

宮沢俊雅（一九八六）「図書寮本類聚名義抄と倭名類聚抄」『松村

明教授古稀記念国語研究論集』（明治書院）

宮沢俊雅（一九八七）「図書寮本類聚名義抄と篆隸万象名義」訓点

語と訓点資料七七輯

宮沢俊雅（一九八八）「図書寮本類聚名義抄と法華音訓」『北大国

語学講座二十周年記念論輯辞書・音義』（汲

古書院）

望月郁子（一九八五）「図書寮本『類聚名義抄』における『篆隸万

象名義』の扱い方―改編本におけるそれとの

対比のために―」訓点語と訓点資料七五輯

吉田金彦（一九五四）「図書寮本類聚名義抄出典攷（上）」訓点語

と訓点資料二輯

〔付記〕本稿の骨子は、第62回訓点語学会研究発表会（平成二年五

月二十五日、於明海大学）において口頭発表した。その際のご教示・ご意見により発表原稿を大幅に加筆修正して成稿としたものである。ご教示下さった皆様に厚くお礼申し上げます。

〔追記〕投稿後、山本秀人「図書寮本類聚名義抄における真興大般若経音訓の引用法について―観山文庫蔵息心抄所引の真興大般若経音訓との比較より―」（訓点語と訓点資料八五輯、一九九〇年九月）の公刊をみた。本論中に言及することができなかったところに追記しておく。（初校）

（いけだ しょうじゅ・信州大学人文学部助教授）

投稿規定

- 一、原稿の投稿は原則として北大国文学会維持会員に限る。
- 一、原稿の採択は編集委員会の決定に一任する。
- 一、原稿は四百字詰原稿用紙四十枚程度とする。
- 一、通常の印刷形態をとらない表組みや、作字を必要とする場合には、その印刷にかかる費用を執筆者が負担する。
- 一、執筆者には雑誌一部を贈呈し、他に雑誌を一部四百円にて頒布する。
- 一、メ切は年三回、一月末・五月末・九月末とする。